

平成27年度第1回荒川区清掃審議会会議録（要旨）

日 時 平成27年8月3日（月） 午前9時45分～11時30分

場 所 荒川区役所 3階 特別会議室

出 席 者

【荒川区長】 西川 太一郎

【学識経験者】 平 修久（会長）、崎田 裕子（副会長）

【委 員】 斎藤 泰紀、鳥飼 秀夫、菊地 秀信、相馬 堅一、瀬野 喜代
阿久津 敬子、大久保 信隆、中野 伸一、木内 輝男、
安田 正義、湯田 啓一、佐藤 安夫

【事 務 局】 古瀬環境清掃部長、泉谷環境課長、伊藤荒川清掃事務所長、
嶋根清掃リサイクル課長

配 付 資 料

- （1）荒川区清掃審議会委員名簿
- （2）諮問文
- （3）【資料1】埋立残余量及び残余年数
- （4）【資料2】荒川清掃事務所 作業員及び清掃車の内訳について
- （5）【資料3】平成26年度荒川区ごみ排出原単位等実態調査報告
（平成22年度調査との比較）
- （6）【資料4】基本理念の実現及び目標の達成に向けた施策の分析
- （7）【資料5】（仮称）荒川区リサイクルセンター整備概要
- （8）今後の予定

開 会

(1) 区長挨拶

(2) 新委員の紹介 (4 名)

(3) 諮問の手続き

(会 長) それでは、「次第 (3)」本審議会への諮問の手続きに移りたいと存じます。

(区 長) 荒川区清掃審議会会長 様

荒川区長 西川 太一郎

諮問

荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項について、貴会に諮問します。

記

荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方について

以上であります。

どうぞ先生、よろしく願います。

(会 長) 只今、西川区長さんから、本審議会への諮問文をいただきましたので、この諮問文の趣旨説明を事務局から願います。

(事務局) それでは、口頭でご説明を申し上げます。

荒川区は、荒川区清掃審議会の答申を踏まえまして、平成 24 年 3 月、「荒川区一般廃棄物処理基本計画」を 10 か年計画で新たに策定いたしました。

区では、本計画の基本理念「環境区民による質の高い循環型社会の構築」の実現に向け、環境区民との協働による質の高い循環型社会の構築、3Rの推進に加え多様なRの取組によるごみ減量の推進、環境に配慮した適正で効率的なごみ処理などに取り組んでございます。

この間、区を取り巻く社会経済状況は、駅周辺市街地再開発に伴う中高層マンションの建設等の要因で人口は増加傾向にあり、平成 27 年 4 月には区の人口は 21 万人を超え、景気の停滞の影響による産業活動の低迷など大きく変化いたしました。

清掃リサイクル事業を取り巻く状況におきましては、新たに小型家電リサイクル法が施行され、水俣条約の採択、家電リサイクル法の見直しが検討されるなどの状況にございます。

荒川区におきましては、町会や自治会の皆様のご尽力によりまして、集団回収による区民一人当たりの平成25年度の資源回収量が10年連続で23区中1位となっております。

このような中で、平成25年度のごみと資源の総排出量は、人口増加にも関わらず減少傾向で推移し、総排出量につきましては、目標値を達成いたしました。

しかしながら、総ごみ量、及びリサイクル率につきましては、目標値の達成には至っており、更なる施策の展開を図る必要がございます。

平成28年度は、念願のリサイクルセンターが開設するとともに、本計画の中間期間であり見直しの時期となるため、「環境先進都市あらかわ」の実現を目指し、更なる「環境区民による質の高い循環型社会の構築」の実現に向けて取り組んでいく必要がございます。

本計画の見直しに当たりまして、その基本的な考え方について、荒川区清掃審議会に調査・審議をお願いするものでございます。どうぞ皆様よろしくお願いたします。

(4) 議事

(会 長) この諮問主旨を踏まえまして、審議会においてこれから審議を進めていきたいと思っております。それでは次第の「(4) 議事」に入ります。「前回の審議内容の確認及び回答」について、事務局から説明をお願い致します。

(事務局) お手元の資料の3ページをご覧ください。資料1、資料2につきましては、3月の清掃審議会で、東京都が管理する埋立処分場の残余年数についてのご質問がございまして、そちらについてのデータを提示する事になっておりました。データは東京都環境局が策定いたしました、「廃棄物等の埋立処分計画」というものでございます。策定時につきましては、残余容量というものが1億554万立方メートルでございます。それに対しまして、同計画期間の埋立処分量が、2,727万立方メートルという事でございます。これで除しまして得た数値3.87に計画期間の15を乗じて得た数字58.05という数字が出てまいりました。これは58年残余年数があるという事で、50年以上の残余年数という事になります。

(事務局) 続きまして、清掃事業に関わる体制についてのご質問がございましたので、資料2のとおり、荒川清掃事務所の作業員及び作業車の内訳について資料をご用意させていただきました。

現在の可燃ごみ、不燃ごみの収集車両台数につきましては、記載のとおり、1日あたり直営の小型プレス車が4台、雇上車両につきましては35台、合計39台で収集を行っております。また、現状の可燃ごみ、不燃ごみの収集作業員でございます。1日あたり区の職員が27名、車付収集作業の委託職員の数が、22名、合計49名となっております。

なお、今年度の清掃職員の全体数につきましては、区の常勤職員が61名、再任用職員13名でございます。74名の中には指導監督に当たる係長、技能長ですなど、あるいは、休務の職員や、「ふれあい指導」または、軽トラックでごみの引き出し等に廻る職員の数も含まれてございます。

(会 長) ただ今説明のありました資料1、2に関しまして、委員の皆様からご意見ご質問がありましたら、お願いたします。

(委員) 資料2について、車付収集作業の委託職員についてはどのような数になるのでしょうか。

(事務局) 車付収集作業の委託職員については、1日配車といたしまして、作業員を22人配置して下さいという依頼を出しますと、指定された日に22人職員を揃えて、車両と一緒に清掃事務所に来ていただける形になっております。22人については休みの日などがございますので、そちらに合わせて交代要員を揃えて、22人を配置してもらおうという形になってございます。

(委員) その人員が22人以外の事は、区は関与してないという意味ですか。

(事務局) どの人を配置して下さいと、こちら側としては注文が付けられない状況になっております。東京二十三区清掃協議会のほうに22人の配置を依頼すると、雇上会社のほうで22人揃えて当日勤務という形になっております。

(委員) 分別の問題については、色々それなりの区民のやり方がありますので、出し方についての技能の研修が必要だと思いますが、区はこの辺りについては関与していないのでしょうか。

また、業務については慣れた方だけでなく、アルバイトで募集された方が来ているかも知れないのですが、どちらなのか区では把握していないのでしょうか。

(事務局) 確かに先ほど申し上げたとおり、こちらで人を選べないというのがあるのですが、おおむね荒川区に配置されている職員の方々は、7割くらいが同じ方でございます。何年も行っている方もいらっしゃいますので、荒川区特有の分別の方法などについては、かなり熟知されている状況ではあります。たまに新しい方が来た時にも、雇上会社がきちんと荒川区向けの指導をしたうえで、配置してくれていると聞いてございます。

また、全体的な研修につきましては、東環保という雇上会社の団体がありますが、そちらで雇上職員のための研修センターを設けまして、管理者から現場の収集員まで一貫して研修を行って、スキルアップをしております。さらに、区独自で今年度から2か月に1回程度ですが、研修によるスキルアップのための取り組みを始めたところでございます。

(委員) 今年度から、新しい人を含め、2か月に1度くらい研修を区のほうで行うという事ですね。

(事務局) まず、各雇上会社の担当者を中心に始めたところでございまして、委託の性質上、現場の収集作業員に区主催の研修を直に実施するというのは難しいところですが、例えば各雇上会社で実施する研修等に区が関わっていく事でスキルアップに繋がられたらと思っております。

(委員) 車付で雇上については、契約はどこどこが行っているのですか。

(事務局) 契約につきましては、東環保の構成する51社がございまして、そちらの全部の会社と、雇上契約をしております。必要に応じて各雇上会社から、職員ないし、運転手や車両が配置されるようになっておりまして、現在のところ車付雇上につきましては、51社のうちの8社から

人員の配置を受けてございます。

(委員) 荒川区が51社と個別に契約するのですか。

(事務局) 契約行為につきましては、東京二十三区清掃協議会に一任しており、こちらで代表して契約などを行っていただいております。配車につきましても東京二十三区清掃協議会を通じて、その区ごとに行われるようになっておりまして、区が直接雇上会社をお願いしているという状況ではございません。

(委員) ごみ収集・運搬事業を東京都から特別区に移管した段階からの色々な経緯により、現状がそうなのだと思いますが、質の担保などの点ではどうなのでしょう。荒川区との直接契約ではないことで、色々制約的な事も発生するかと思います。例えば、区内事業者の方を使わないのかという話もあります。協議されているこれまでの経緯もあるとは思いますが、そちらについては今後の方向性が何か変わっていくような事はあるのでしょうか。

(事務局) 確かに委員がおっしゃいますように、東京都から移管を受けた時から、少しずつ状況が変わって来ております。例えばすべてごみの運搬につきましては、東環保を通じて51社との契約となっておりましたが、平成18年に見直しを行いまして、粗大ごみの運搬や、資源の回収については、区独自で契約出来るように見直しを図ったところです。資源については、他区では行政が回収しているところもあるのですが、荒川区では集団回収を行っております。なお、可燃ごみと不燃ごみにつきましては、現在は東京二十三区清掃協議会に一任した形となっておりますが、今後の状況の変化に応じて、区独自に行えるように変えていかなければという認識は持っております。

(委員) 関連してなのですが、区の職員の方が退職されても人員の補充は行わず、民間委託化しようという流れかと思うのですが、将来展望を含めて、質の担保やそのような契約上の問題を含めて色々考える必要があるのかという気がしております。この区の職員の皆さんの退職状況などの将来展望や、今後の事業形態など今後の見通について教えて下さい。

(事務局) 退職不補充に関しましては、平成22年度に組合と労使で合意したところでございます。それによって、収集運搬業務については、退職不補充で委託化を徐々に進めて行く方向性になっており、それ以外の普及啓発、排出指導等、清掃事業の根幹にかかる部分は、区の職員を活用しながら行っていくところです。現在具体的な体制については、将来的なものを踏まえて、状況の変化を見ながら必要に応じて検討していくというのが労使合意の中でされていると思いますので、私どもとしては常にそういったものについて将来を含めて進めていきたいと考えております。

(委員) 勿論、労使合意もしっかり踏まえて、いろんな過去の経緯もあるでしょうから、委託なさって、それも一概に無視出来ない面もあるかと思いますが、いずれにしても、官であれ、民であ

れ、区民サービスとして、事業で十分質の担保出来るような体制を、区が責任を持って関与出来るようにしておく事は大事かと思えます。段々区の手が離れていって、安くなるというのは困るという思いで、その辺をどのように考えているのか教えて下さい。

(事務局) 確かにおっしゃるように、委託をすと言っても責任が区から離れていく訳ではございませんので、よりよい清掃事業を担保していくためにも、区のほうが積極的に今後も関わっていく必要があるかと認識しております。

(会長) その他の方、よろしいでしょうか。それでは、前回3月の審議会でリデュース・リユースについてもご審議がございました。環境省や、経済産業省の委員を努めていらっしゃる、崎田副会長さんに、国の動向や近況などを簡単にご報告いただければと存じます。

副会長さん、よろしくお願ひします。

(副会長) よろしくお願ひします。前回の荒川区清掃審議会の開催時に、色々な意見交換がされたという事を伺いました。現在、私はこの分野では環境省で担当している循環型社会形成推進基本計画の策定や見直し、進行管理チェック、それから、各リサイクル法の見直しや、進行チェックなどを実施させていただいております。リサイクル法については現時点で、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、家電リサイクル法、この辺りの見直しが行われており、容器包装リサイクル法はまだきちんとおさまっておりませんで、食品リサイクル法、家電リサイクル法はおさまって来たので、そのようなお話をさせていただこうかと思っています。

特に、リデュース・リユースのところのご質問なども多かったというお話がありましたので、その辺をお話したいと思ひます。昨年春に循環基本計画が見直された時に、やはり容器包装リサイクル法などが徹底されたおかげで、日本では現在リサイクルはかなり進みました。けれども、リデュース・リユースの発生抑制など、資源の再使用などそういうところに関しては、文言で入っているだけで、システムが入っていなかったというような事で、やはり、進み方が遅れているのではないかとかなり課題視されました。今回の循環基本計画では、リデュース・リユースの2Rの徹底と、その次のリサイクルの質の高度化、そして最終的にごみになるものの処分量の減量の推進が挙げられています。その時に、ただ清掃工場焼却するだけではなく、エネルギーの回収率を出来るだけ高めるといふ、2Rの徹底、リサイクルの質の高度化、エネルギー活用の徹底、こういうようなところを明確にもっと強めていく事が強調されました。リデュース・リユースの中では、お買い物の際のマイバック持参についても徹底しなければならないのですが、次に、食品リサイクルの分野の発生抑制、いわゆる食品ロス削減といわれている部分がとても強く課題視されています。

これは日本だけでなく、世界的に飢餓の国がある割には、それと同量ぐらひの廃棄物が捨てられている事が世界的に課題になっております。日本の中でも自給率が39%しかないのに、あまり関心は高くなっていないと多くの所で言われるようになりました。食品ロス削減については具体的に何をしたらいいのかが、とてもイメージしにくい問題があると思ひます。最近色々な食品リサイクルの委員会で挙げられているのは、メーカーなどの取り組みとレストランなど食を提供するお店の取り組み、そして小売店などのお店の取り組み、消費者の消費行動

それぞれがきちんとやるべき事があり、それを行うことにより、それぞれの廃棄物が減っていき、資源をきちんと使っていく事が出来ます。食品ロス削減に関しては、各分野の方が協力して行っていかなければならないので、都道府県あるいは市町村などでも、先進的な取り組みを発信し始めているところが増えてきた感じがしています。

一番今受けているのが、長野県松本市が実施している、宴会の時に、最初の30分間は皆で乾杯して回らずに、きちんと食事を頂き、宴会の終了の10分前になったら、また席に戻って頂くという、3010運動をするだけで、和食屋さんなど、レストランの生ごみを減らすことができます。ですから、お店とわたしたち消費者側の取り組みが一緒になり、社会全体の食をきちんといただく事が習慣化されるということから始まり、それ以外にも、私たち市民も買い物に行くときに家の冷蔵庫の管理をきちんとイメージしながら買い物するなど、色々な事がありますが、そのような事を強く言われているようになりました。

それから、少しお話ししておいたほうが良いのが、リサイクルの質の高度化に関する事です。ペットボトルをもう一度ペットボトルにするような技術も進んできたので、出来るだけきれいなまま工場に来るのが喜ばしいという事で、店頭回収などの今まであったシステムもそのまま維持されているとよいのではというような動きもあります。店頭回収に関して、そこで集めた物に関して、色々な自治体の業の許可を取ったところが廻らなければいけない訳ですが、産廃扱いを明確にして、業の許可を東京都で取っていただければいろんなお店を廻れるような事で、再生利用を明確に位置づけるなど、東京都がその方針を打ち出すなど、少しずつそのような方向で色々な取り組みが進んでいるかと思えます。

もう一点だけお話しします。家電リサイクルに関しては、リサイクルする時にリサイクル料金を払っていくのが、多くの人にとってネックになっているのではないかという事で、大型家電を買う時にリサイクル料金を含めて前払いにしたほうが、リサイクルが徹底するのではないかという事で、メーカー以外の色々な方が、制度の変革を提案されました。

しかしながら、回収率がまだ50%位しかないため、もう少し回収率向上を徹底するような努力を皆で行ってから、大きな変革をしたほうがよいというご意見の方も多く、これからの5年間、皆でリサイクル率アップに関する努力をして、それでもあまり成果が出なかった場合には、もう一度きちんとリサイクル料金前払いの話をしましょうということになり、散会をした経緯があります。リサイクル率アップとは、買い換える時には今までの家電は必ず引き取ってもらえますが、何年も前に買ったテレビを処分したいが、どこのお店で買ったかわからないなどの理由により、お店が引き取る義務のない製品に関して、町に引き取りますよと廃品回収の車が廻ってきて、無許可の業者が回収を行うなどトラブルの原因になる事も多いので、そうならないように引き取り義務外品に関して、自治体がうまくコーディネートしてそれぞれの地域にきちんとしたシステムがあるという事を確保していただく。そのうえで、自治体が市民の方にきちんと啓発して欲しいなど、かなり明確に議論された経緯があります。最新の情報をお話させていただきました。

(会長) ありがとうございます。ただ今の近況説明に関しまして、特段のご質問がありましたならば、委員の皆さんお願いしたいと思います。

(委員) 日頃、缶ビールを飲むよりは、びんビールを飲まないといけないなと思っています。お醤油や、ビールなどは、リターナブルびんを出来るだけ使うようにと考えておりますが、世の中はともあまりそういうふうになっていないと思うのです。リターナブルびんの活用について、世の中の動きはどうなっていますか。

(副会長) すみません、ありがとうございます。その辺は、私も大きな課題の一つだと思っております。現在、ビールびんと、色々なお酒のびんが少しずつですがまだ根付いています。最近では全国一律でリターナブルびんを回すというのは、なかなか定着しないので、地域循環型リターナブルびん、例えば日本酒の酒蔵が多い地域では、その酒蔵が協力して同じびんを使うなど、例えば仙台の日本酒と、鹿児島島の焼酎のびんなど、地域型のリターナブルびんを開発していく動きが少しずつ定着しているかと思っております。

それから、容器包装材の2Rについて、例えば夏場皆さんでマイボトルのようなものをきちんと持っていて、その水やお茶を飲み終わってしまった場合に、例えば街の中のお茶屋さんやコーヒーショップなどで、空のボトルに飲料をきちんと入れてくれるような事を商習慣としてきちんとしたらどうかなど、色々な動きはかなり続いてあります。また、大きなイベント時には、地域の方に啓発するためにも、いわゆるリユース食器などを活用してごみゼロのお祭りをしようなど、今京都の祇園祭がそういう動きがすごく始まってきて、大きなところが、大変ではありますが率先して取り組んでみようという動きなども出ているかと思っております。

(会長) ありがとうございます。また別の機会に最新情報をお願いしたいと思います。それでは、議事の2番目に移らせていただきます。「資料3 平成26年度荒川区ごみ排出原単位等実態調査報告」について、事務局から説明をお願い致します。

(事務局) 資料3の説明

(会長) ありがとうございました。ただ今説明のありました資料3に関しまして、委員の皆さんからご意見、ご質問をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

(委員) 現況を見る限り、厨芥のごみの部分については是非注意喚起をしていただきたいと思います。生ごみリサイクルについての区の現状がどうなっていて、区民への啓発はどの程度進んでいますか。また、電動の生ごみ処理機等の色々な補助金は出しているのでしょうか。

私は、24年自宅で生ごみのリサイクルを続けていて、母の介護中はお休みをしていましたが、ついこの間、生ごみと土を混ぜるだけの単純なリサイクルですが再開しました。すごく簡単なので、本当はもっと広がっていいと思っています。ベランダでも出来ますので、そういうやり方をぜひ区で啓発して、「生ごみは出さない」と、そういう区民を増やすと良いと思いますが、区の現況を教えてください。

(事務局) 可燃ごみにつきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、厨芥類がやはり半分以上占めているという事で、ここをいかに減量していくかが大事なポイントであるという見解

でございます。その中で区が行っていることですが、生ごみ処理機の購入の助成で、電動式あるいは、コンポスト的なものなど色々ございまして、こういったものでも結構なのですが、購入の半分、2万円を上限に購入の助成をさせていただいております。また、それ以外にも食品ロスについての事業で、26年度から小学校に対しまして、授業の中で使っていただきたいという思いを込めまして、食品ロスについて「もったいない事業」というのをやっているのですが、そちらのパンフレットを作成いたしまして、26年度にまず、全小学校の全学年にパンフレットを配布して、授業などあるいは食育の中で活用いただけるように配布させていただきました。

(委員) 是非、もう少し生ごみの関心を持っていただき、生ごみをどう処理するかは、都会に住んでいる人間でごみの事を考える上で、欠かせない問題だと思います。生ごみをごみに出さないで活用するための講習を、もっとこまめに取り組んではいかがでしょうか。生ごみを家で処理して、燃やしていない人がどれくらい区民でいますかね。その人の数の調査をしていただきたいと思います。そういう人がいっぱいいるのではないのでしょうか。

(事務局) 他に区の取り組んでいる事として、ごみ減量の講演会も毎年実施させていただいております。沢山の受講生、リピーターの方もいらっしゃいまして、ごみ減量の取り組みの必要性の意義についてのご説明であるとか、実際に生ごみをどうやったら堆肥に出来るのか、実践の取り組みを昨年度、一昨年度に取り組みさせていただき、たくさんの区民の方にご参加いただいております。残念ながら21万人いらっしゃいます区民の中でどれだけの方が、生ごみを堆肥などにする、あるいは、電動の機械を使って処理しているか数の把握まではしておりませんが、そういった事業を実施させていただいております。

(委員) 是非、数を把握してその数が増えるように、目標設定していただきたいと思います。

(事務局) ちょうど副会長からもございましたように、食品ロスはやはり、生ごみの中で厨芥ごみ、その厨芥に水分が多いといったところでは、可燃ごみを減らすためには生ごみを減らすのが、大きなポイントだと思っております。委員からご意見がございました、出た生ごみをどういうふうに減らしていくのかということも大変重要な点でございますし、それと同時に発生抑制、生ごみにしないという、先ほどの副会長のように、私も松本市の3010運動など、きっかけなりを、うまくどういうふうに区民の方にお伝え出来るのかなといったところを事務局としても、区としても考えているところです。色々な世代に応じた、子供には子供の、若いお母さんたちには若いお母さん、高齢者には高齢者向けという形で、各ターゲットを見据えながら、具体的な啓発や発想が出来るのか、今後の大きな課題になっていると思っておりますので、ぜひこの審議会においてもご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(委員) 4年振りに実態調査されて、モデルの取り方は、4年経っているので色々な違いがあるのかも知れませんが、基本的には数字比較をする事で、同じように行っているという事なのではないでしょうか。

(事務局) 家庭ごみについて申し上げますと、大きく三つ、住居が多くて人口密度が高く、高齢者が多い地域であるなど、あるいは中高層マンションなどが多くて、高齢者が少ない地域であるなど、一戸建ての建物が多くて、高齢者の多い地域であるなど、出来るだけ偏らずにそういったところになるように調査対象を用意させていただいております。

(委員) それぞれのご家庭のモデルを平均して比較して、減っている、増えているとなる訳で、その標本の取り方というなかなか難しいように感じるのですが、荒川区一般廃棄物処理基本計画の数字と比較すると、平成22年の可燃・不燃・粗大ごみ、一人1日あたり平均630グラムとあります。平成22年度当時、標本の調査でいうと530グラム位ですが、全体のトータルで割り返すと結構な違いになっていると感じましたが、その辺はどんなふう考えているのでしょうか。綺麗にイコールにはならないとは思いますが、大きく530グラム対630グラムとこれだけの違いがあるとすると、数字を比較する上での精度についてどうなのかという気がしました。

(事務局) 荒川区ごみ排出原単位等実態調査のほうは家庭ごみでいいますと、可燃・不燃・資源物の合計は643グラムで、構成が可燃・不燃・資源物の三つを合わせた形のものとなります。

(委員) そうではありません。5ページの平成22年度を見てください。資源の205グラムを除いても、上の可燃、不燃を足すと535グラムですね。

(事務局) 計画のほうの22年度の630グラムというのは、可燃、不燃に加えて粗大ごみについても入っているので、荒川区ごみ排出原単位等実態調査と比べますと、多くなっているというところでございます。

(委員) ただ、荒川区一般廃棄物基本計画のほうの数字を見ると、可燃は43,440トンですよ。粗大は1,106トンぐらいのものだから、約40分の1で、そんなに100グラム単位で違う数が出るのはちょっと考えられないです。数字の読み方についてどのように読んだらいいのかと感じましたので。事業系も先ほどお話がありましたが、厨芥が、不動産や卸業で6倍だなどやたら多くなっているのは、数字の取り方の個別性もあるのかと考えますと、折角の実態調査なので、それを荒川区一般廃棄物処理基本計画に反映する際に、的確に読めるようにしていただく事も大事なことだと感じます。それから、荒川区一般廃棄物処理基本計画では、最終的には持込ごみもカウントして、区民相対で割り返していますよね。家庭系と事業系と入り込んで比較がされているので、家庭系で「これだけ減らしましょう」など「減りました」など、あるいは事業系で分ける作業もされているかと思うので、今後荒川区一般廃棄物処理基本計画の数値を作るうえで、もう少し分かりやすくするように検討してもいいのかと思いました。この辺の事で何かお考えがあればと思うのですが。

(事務局) 区民一日一人当たりのごみの減量は、家庭ごみも勿論大事ですが、それだけでなく、事業系

のごみもこれまでも取り組みをさせていただいております。こちらの減量も非常に重要であると認識しており、これから家庭ごみの目標、事業系のごみの目標という設定になるかどうか、これからの検討になるかと思いますが、事業ごみの減量も更に力を入れていきたいというふうに思います。

(委員) それはいいのですが、これから計画の見直しということで目標を立てる際に、事業系、家庭系、資源と総量で全部入れて割り返して、全部で何パーセント下げましょうということで、ひとつはトータルで見ているのかも知れませんが、性質が違うものが若干入り込むので、内訳別に見ていく事も必要だと思います。資源はある程度増えていいのかも知れませんが、その分ごみがある程度減っていかないといけません。折角なので荒川区ごみ排出原単位等実態調査では、その辺の数字の取り方をもう少し考えても良いのではないかと感じます。

(事務局) 今回の荒川区ごみ排出原単位等実態調査は、一定サンプリングの中で行った結果ですので、平成22年度と26年度で比較をして、コメントを一定の方向性で出させていただきますけれども、今回ご覧いただいている荒川区一般廃棄物処理基本計画は来年が中間の年で見直しになりますので、今までの実績、この計画ベースでのそれぞれの可燃・不燃・粗大・持込ごみのそれぞれの実績がどういうふうに推移しているのか、またそちらを委員の皆様にお示ししながら、目標値に向けてどう行っていくのかを資料の出し方については、工夫をさせていただきたいと思います。

(委員) それから、びん、缶、ペットボトル、古紙など資源の量の内訳を出しておいてもらいたいと思います。古紙の量が一番大きいのですが、紙を減らすことについては、私自身もなかなかペーパーレスにはならないなと思いながら生活しています。いずれにしてもそれぞれの内訳を出して、見せていただくようお願いしたいと思います。すみませんでした。

(会長) その点事務局、次回以降よろしくをお願いします。

(委員) 家庭ごみは無料ですが、事業系ごみは有料で調査しているのですか。事業系はマニフェストが出ているはずですから、しっかりしていると思うし、家庭だけの分野の事で、事業系ははっきりしているのではないかと思うのですが、その辺についてはどうなのですか。

(事務局) この調査期間につきましては、委員の方がおっしゃるとおり、事業系は基本的に有料ですが、調査をお願いしている事もございまして、無料で回収させていただいたところでございます。

(委員) 課題などについては具体的に資料に書かれてあり、お伝えいただいている訳ですが、課題はちょっと置いておきます。平成22年と26年を比べると、基本的には、可燃ごみも、不燃ごみも、資源物も、それなりに減少している訳です。この4年間で減少してきた理由を「ではなかるうか」という感想ではなく、具体的に「こうであったからだ。これだからだ」というような事をいくつか挙げていただきたいのですが、何がありますか。

(事務局) 端的な原因ということで申し上げますと、手前味噌になるかと思いますが、区で行っている普及啓発の効果が、少しずつ現れてきている事が言えると思います。

後は、集団回収も浸透してきてございます。120町会うち、119町会で実施させていただいております。

(委員) この4年間で、集団回収を実施している町会は、何パーセントぐらい増えていますか。

(事務局) 町会としての取り組みは119のままですが、町会を構成する町会の委員の皆様、区民の一人一人の意識も高まって来ている成果だというふうに思っております。

(委員) 普及啓発の方法ですが、これまで「こういう事で具体的にしてきたのだ」、「それにより効果があったのであろう」と、であるとしたらそれをより充実をして行っていく事が良いのか、それともまた新たに「こういう事で行っていく」という事が良いのか、具体的にはどの辺りですか。

(事務局) 区で色々な普及啓発の事業を実施させていただいておりますが、一つには、区報あるいはホームページでの繰り返しのお知らせの効果が現れて来ていると思います。これにつきましては当然ながら引き続き継続すると同時に、より内容についてマンネリ化しないように充実させていきたいというふうに思っております。また、個別に区民の方々を対象としている事業といたしまして、先ほどの食品ロスのなかでもご説明させていただきましたが、ごみ減量についての講演会や、リサイクル工房という事で区民の方を対象とさせていただいている事業も好評を得てございますので、こういったものにつきましても、引き続き充実させて行っていく事が大事であると思っております。また、日々のごみあるいは、資源の出し方につきましても、チラシなどを配布させていただいているところでございますけれども、外国人の方もたくさんお住まいになってきている現状を捉えまして、多言語での対応を進めさせていただいております。こちらにつきましても、今行っている言語だけでいいのかどうかを含めて、更に加える等、そういったことを今後も行っていきたいというふうに思っております。

また、荒川区民の方々も現在21万人というところで、人が増えて来てございまして、新たに転入して来られる方が沢山いらっしゃいます。自治体ごとにごみの排出の仕方、資源の出し方が違いますので、それについてとまどう事がないように、お問い合わせのあった事については、特に電子メールなどの対応が出来るように現時点でも実施させていただいております。きめ細やかな普及啓発を行って来た成果が現われて来ていると思いますし、今後も引き続きこういったものにつきましても、更に充実させていきたいというふうに思っております。

(委員) はい、ありがとうございました。それぞれの具体的な課題については、また次回以降聞かせていただきます。

(委員) すみません。この報告を拝見しまして、私も何年か周期でこういう細かくきちんと取っていただく事は、地域の様子を理解するために、非常によい取り組みだと思います。今後、この審

議会で今の色々なお話のように、きちんと項目に分けて意見交換をしていく基礎に使わせていただければと思っております。もうすでに出ているように、6ページを拝見すると、家庭系の可燃ごみなどは、厨芥類が増えています。ごみと資源の総量は減っている状況であります。ごみの中で、厨芥類がすごく増えているなど、紙類がその次にまだ15%くらいあるなど、かなり明確にポイントが見えてきていますので、現状と今後に関してじっくりとお話し合いが出来たら嬉しいと思っております。

先ほど、厨芥に関して色々なご意見がありましたが、ごみを出さないようにするために食品ロスのところで何が出来るか、生ごみの水気を切るだけで、実は1日100グラムくらい減ってしまうので、水気を切る事を徹底するのをどうするか、自分のベランダで堆肥化できるのであれば、どんな事をすればできるのか、今ダンボールコンポストなど、すごく流行っている事がありますけれども、そういうような事からどんな事ができるのか、最終的に出たものに関して、今色々東京の中ではバイオガスなど、いくつかの選択肢がありますが、一体どうすればいいのか、そこまではやらなくていいのかなど、そんな事も話し合いが出来ればと思っております。

それから、紙類に関しても、私の関係する団体で、半年くらい前に八王子市のご協力をいただいて、1,500世帯に対して、「このような事が出来ます」と、きちんとした詳細を盛り込んだ雑紙の回収方法のチラシを作成・配付をして、どのくらい雑紙の回収量が変化するかという社会実験を実施させていただきました。チラシを入れる前と次の週、その次の週と測ったところ、次の週は雪で全く変化なかったのですが、その次の週は、急に古紙が4割増えたなど、それなりにやると効果も出て来ます。紙類も、どのくらいまだ可能性があるのかをきちんと割合の中から抽出して、皆さんで普及啓発を考えるなど、ポイントを絞って実施させていただければ、きちんと減るところは減るなど、そういう効果が出るのではないのかと思っております。

事業系に関して色々ご質問なども出ましたけれども、ごみと資源の総量は確かに変わっていないのですが、資源物で出してあったはずのものが、ごみで出ている量が多いなど、数字がかなり不思議に動いている業界もありますので、色々な様子も伺いながらきちんと話し合いが出来たら良いと思っております。

また、あと一つ気になったのが、資源分別に関心を持ってない方が1割くらいまだいらっしゃるというアンケート調査が14ページにあります。1割って少なくはないですよね。やはり、そういう方にもう一度どういうふうにするのか。例えば、最近色々な自治体で、若い方向けに携帯に取り込むアプリでその地域の資源回収の情報等を入れて、そのような情報を整備するなど、そういうのが少しずつ増えてきています。先日ある自治体が採り入れたというので、費用を伺ったところ、開発すると500~600万円かかるのですが、すでに開発されたものを自分たちの市のバージョンに変えると、5分の1、6分の1それ以下くらいで出来るなどそういう話も伺いました。年代別、状況別に色々な可能性を考える事もあるのかと思いました。色々調べていただいたものを基に、これから皆さんとお話し合いが出来れば良いなというふうに思っています。よろしく申し上げます。

(会 長) その他の方、よろしいでしょうか。それでは、議題3に移ります。

「荒川区一般廃棄物処理基本計画の施策の分析について」です。前回の審議会で荒川区一般

廃棄物処理基本計画には、各施策の成果、効果に関する評価指標がそこまで記述されていないため、その点については、今後の課題という事をお話いたしました。今回は、計画の三つの基本方針の分析という観点で、現状と課題について事務局に資料を作成してもらいました。事務局からの説明をお願い致します。

(事務局) 資料4の説明

(会長) 只今説明のありました資料4に関しまして、委員の皆様からご意見、ご質問をお願いしたいと思えます。

(委員) すみません。教えてください。今ご説明いただいたこの資料4というのが、これからこの場所で具体的な形にしていって欲しいという、基本的な主旨の事だと理解していいのですか。

(事務局) そのとおりでございます。

(委員) であるとすると、東京二十三区清掃一部事務組合の事に関してあまり触れられていないのですが、そちらとの関連については、ちょっと置いておいてもいいという事ですか。

(事務局) ごみ処理につきましては、収集するだけではなく、中間処理、それから最終処分、埋め立てるところまでは、一連の流れになりますので、全く東京二十三区清掃一部事務組合の動きを取り扱わない事ではございません。東京二十三区清掃一部事務組合の動きについても、情報提供という形で区民の皆様方にホームページでリンクするなど、そういった事でも実施させていただいております。この審議会の中でも、必要な情報については提供させていただいて、議論に反映させていただきたいというふうに思っております。

(委員) 東京二十三区清掃一部事務組合では、東京湾の最終処分場が、あと50年しか持ちませんと言っています。区も同様に言っています。区は、ずっと真摯に清掃事業を行ってらっしゃると思います。しかし、東京二十三区清掃一部事務組合に対しては、もっと別の組織があるものですから、ここの生き残りのようなものも、真摯な取り組みだけではなく、プラスアルファがあるような印象を受けるところがあります。あと50年しか持たないということで、最終処分場に持って行くもの、ごみの焼却灰をとにかく減らさないといけません。そのために焼却灰をセメントの原料化しようと、「焼却灰イコールセメントの原料」となりかけているところです。勿論それだけではありませんが、セメントの原料化を本格的に行っていくと。しかし、実施するためには費用対効果というものがある訳です。「清掃事業には、費用も関係ないのだ」という人が一部はいますが、費用対効果でいうとこの事業がどれだけ価値があるものなのかというのが、本当に分からないので、今お伺いしているのです。この事業を相当一生懸命行っていこうという事になっているのですね。

あと、もう一つ。『東京エコサービス』という株式会社があります。この組織が先ほどの事業の関連業務をしています。こちらが本当に必要な組織なのだろうかということがよく分か

らないので、何か感想で結構ですから、お分かりになる事が少しでもあれば、簡潔に少しだけ教えて下さい。先生方もお願いします。

(事務局) 東京二十三区清掃一部事務組合の、最終処分場が50年しか持たないのか、50年持つのか、いずれにしても、期限としては有限でございますので、少しでも延命化するという取り組みの中で、これまで溶融スラグというかたちで灰について取り組みさせていただいているところですが、こちらにつきましては、かなり電気を使用いたします。節電の意味から、そういった事を一部まだ行っておりますが、それに加えて、委員の方からお話がありましたように、セメントの原料と、灰の成分というのが非常に似ているので、セメント化する実験をこれまでは実証事業を行ったのですけれども、今年度から本格的に。

(委員) いえ、ご説明はいいのです。そちらが本当に有効価値のある事なのか、費用対効果ということでの簡単な感想で結構ですからお願いします。

(事務局) 費用対効果という観点、当然必要で大事な観点だと思いますけれども、それと最終処分場の有限性等も兼ね合いを見て、やはり全くセメント化しなくていいのかという事でなく、セメント化する事も必要であると私は考えております。また、『東京エコサービス株式会社』の事でございますけれども、東京二十三区清掃一部事務組合と、東京ガス株式会社が共同出資して作っている会社で、清掃工場の管理や売電を行っております、こちらにつきましては、リサイクルの観点からサーマルリサイクルして回収した熱であったり、電気というものをきちんと消費者に届けるという観点から、こういった組織についても存続する必要は当然あるというふうに、私は考えてございます。

(委員) そうですね。非常に難しい問題で、どういう観点から判断するかで当然費用便益というものと、環境面っていうのと総合的に判断しないとイケませんので、パッと答えられないのです。

(委員) 難しいですよ。はい、分かりました。

(委員) すみません。制約条件で決まる場合もありますから。

(委員) 一般論として考えれば、出来るだけ埋立ごみをゼロにするために、セメント化をするという事と、今最終的にエネルギー活用を徹底していくということについては、一般論としてはそういう方向に向かっていますが、それぞれの地域の事情でどう判断するかという、いわゆる東京の事情というふうに考えると、少しきちんと調べていかないと私も何とも申し上げられませんが、一般的な方向としては、現在そのようになっています。

(会長) 他にご意見、ご質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次の議題4に移ります。「(仮称)荒川区リサイクルセンター整備状況について」事務局から説明をお願い致します。

(事務局) 資料5の説明

(会長) 只今説明のありました資料5につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員) 蛍光管を回収するのですが、絶対に蛍光管は割らないように回収して下さい。蛍光管を割ったら無機水銀が出ます。こちらをきちんと回収していただかないと、その後が大変です。今までは、見えないから割ってもいいと。確かに、無機水銀ですから、全然見えません。有機水銀であればもっと大変な事になりますけど。空気中に飛散し、ガラス自体にも付着していますから、ぜひ割らないようにしないといけないと思います。回収方法をきちんとして、荒川区が率先して見本を示すようにしていただきたいと思います。後処理は出来ますので、こちらが重要な事です。今までは全然分からないということで、このまま厚生労働省なんかも通してしまっているような形ですので、折角蛍光管の回収を行うのであれば、そのままの状態絶対に割れないように回収をしていただきたいと思います。

(委員) どれくらい拡散するのですか。無機水銀って。

(委員) いや、分かりません。出るのは微量ですから。

(委員) この1メートル範囲ぐらいなのか、それとも空気中にずっと広く拡散していくのですか。

(委員) 空気中に飛散していきますよ。僕は、厚労省などがこのことについてきちんと対応していないと思います。

(委員) 今、そのような危険物をきちんと集めるということは、非常に大事なお話です。実は、今それを議論している真最中の事でもあるのですが、ちょうど水銀水俣条約を日本もきちんと批准をするという事で、大気排出の部分と、含有製品と廃棄という、三つの事に関してこの1年くらい細かい検討をしているところです。今おっしゃったような色々な含有製品や、いろんなものに関する回収のしかた、廃棄管理についてかなり細かく、ガイドラインが少し遅れて出て来ると思います。ですから、荒川区が率先して行っていただけの事は行っていただきたいです。そういうガイドラインについては荒川区の今の意気込みよりも、少し遅れて出て来ると思いますので、是非そういうことにも対応していただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

(委員) このリサイクルセンターの後ろの記述に、普及啓発の部分も担うような場所を作るというのがあって、非常にこのようなところは大切だと思っています。主な対象として、子ども達や、色々な見学者とありますが、これを実施する時に、全体を運営するような事業者さんに、入札なりプロポーザルで決めていくと思いますが、こういう普及啓発のところは出来れば、分別意

識が根付いている地域の方たちのグループをうまく作って、このような多くの人への普及啓発をする動きがきっと地域の中にあると思いますので、後程お知恵をいただければと思います。

(委員) あらかわエコセンターも、リサイクルセンターもどちらも建物の2階を利用していますから、リサイクルセンターと連携していくという形になっていると思います。また、区が普及啓発活動を行うという形になっておりますから、リサイクルセンターの中の仕事については区と業者が共同で行っていくようになっております。この辺りは今後もずっと続いていく循環型社会を作るにあたり、止まらない形で行っていかなければなりません。これらをずっと継続して行う体制にするためにも、2階では普及啓発の部分を作っていくということです。

(事務局) 委員からご質問がありました、リサイクルセンターにつきましては、荒川区リサイクル事業共同組合さんとの、基本的には協働といったようなスタンスで運用させていただくものです。1階の中間処理を行っていく部分については、直接区民の方は入ることができませんが、2階のところからしっかり1階の中間処理を行っているところを見ていただきながら、きちんとリサイクルの実践を学べる場とさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ崎田副会長からご意見いただいたような、私どもと荒川区リサイクル事業共同組合の方も、意識の高い区民の方の力もお借りしながらきちんと啓発活動を充実していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(委員) よろしくお願ひします。ありがとうございます。

(会長) その他の委員の方がいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員) 荒川区リサイクルセンターは、資源の中間処理をベースにした施設で、一般的なりサイクルセンターというイメージや、区民が抱くイメージと中身が若干違うのかなと思います。事業としてはあらかわエコセンターなどと一体的にということでもいいのですが、名称などを含めて、名は体を表すものをしっかりしておく必要があるのかと思います。そうでなければ、区民が普通に抱くりサイクルセンターのイメージをどう補完するかを考えていただく必要があるかと思いますがどうですか。簡単で結構です。

(事務局) 「名は体を表す」という事で、今仮称で荒川区リサイクルセンターと掲げさせておりますけれども、中身、行っている事、目的などがよく分かるような施設の名称については、今後公募などを通じて決めさせていきたいと思っております。その際に中身、行っている事などがよく分かるようなものを作りたいと思っております。

(会長) その他の方よろしいでしょうか。それでは、続きまして今後の予定について事務局から説明をお願い致します。

(事務局) それでは、今後の予定と事務連絡をさせていただきます。

資料21ページをご覧いただきたいと思います。次回の審議会の時期は、11月を予定して
ございます。審議の内容といたしましては、本日開催の審議内容の確認、主な施策取組の課題
整理及び見直し、新たな施策取組を予定してございますが、詳細は、平会長とご相談させてい
ただきまして後日、事務局のほうから委員の皆様方には、ご連絡させていただく予定でござい
ます。

(会 長) それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。皆様お疲れ様でし
た。ありがとうございました。(拍手)

閉 会